

○「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」（平成 25 年 9 月 26 日付け基発 0926 第 3 号）

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(略)</p> <p style="text-align: right;">一部改正 基発 0410 第 9 号 平成 31 年 4 月 10 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 <u>基発 0526 第 12 号</u> <u>令和 2 年 5 月 26 日</u></p> <p>(略)</p> <p>健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する 健康診断の実施について</p> <p><u>労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省 令第 20 号。以下「改正省令」という。）が令和 2 年 3 月 3 日に公布 され、令和 2 年 7 月 1 日から施行することとされたところである。</u></p>	<p style="text-align: right;">(略)</p> <p style="text-align: right;">一部改正 基発 0410 第 9 号 平成 31 年 4 月 10 日</p> <p>(略)</p> <p>健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する 健康診断の実施について</p> <p><u>労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 149 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年 厚生労働省令第 68 号）（以下「改正政省令」という。）による改正 後の労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び労働安 全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の施行については、平成 31 年 4 月 10 日付け基発 0410 第 6 号「労働安全衛生法施行令の一 部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の 施行について」により通知したところである。</u></p>

については、改正省令の施行に伴い、別添のとおり健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱を改め、令和2年7月1日から適用することとするので、了知の上、当該健康診断の実施について遺漏なきを期されたい。

(別添)

(略)

1・2 (略)

別表1

業務の区分	回数	項 目
労働安全衛生法施行令 (昭和47年政令318号。以下「令」という。)第23条第1号、第2号又は第12号の業務	(略)	1～3 (略)
		4 <u>尿中の潜血検査</u>
		5 <u>尿沈渣検鏡の検査</u>
		6 <u>尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査</u>
		7 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、 <u>膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査</u>

(略)

については、改正政省令の施行に伴い、別添のとおり健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱を改め、平成31年4月10日から適用することとするので、了知の上、当該健康診断の実施について遺漏なきを期されたい。

(別添)

(略)

1・2 (略)

別表1

業務の区分	回数	項 目
労働安全衛生法施行令 (昭和47年政令318号。以下「令」という。)第23条第1号、第2号又は第12号の業務	(略)	1～3 (略)
		4 <u>尿沈渣(医師が必要と認める場合は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診)の検査</u>
		5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、 <u>膀胱鏡検査又は腎盂撮影検査</u>

(略)

別表2 (略)	別表2 (略)
---------	---------

○「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」(平成25年9月26日付け基発0926第4号)

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>一部改正 基発 0410 第 10 号 平成 31 年 4 月 10 日</p> <p>一部改正 <u>基発 0526 第 12 号</u> <u>令和 2 年 5 月 26 日</u></p> <p>(略)</p> <p>健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者 に対する健康診断の実施の運営について</p> <p><u>労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第20号。以下「改正省令」という。)が令和2年3月3日に公布され、令和2年7月1日から施行することとされたところである。</u></p>	<p>(略)</p> <p>一部改正 基発 0410 第 10 号 平成 31 年 4 月 10 日</p> <p>(略)</p> <p>健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者 に対する健康診断の実施の運営について</p> <p><u>労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第149号)及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第68号)(以下「改正政省令」という。)による改正後の労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)の施行につ</u></p>

については、改正省令の施行に伴い、平成 25 年 9 月 26 日付け基発 0926 第 3 号「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」の別添「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱」（以下「要綱」という。）が改正されたことを受け、下記のとおり健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の取扱いの一部を改め、令和 2 年 7 月 1 日から適用することとするので、下記の事項に留意の上、当該健康診断の実施の運営について遺漏なきを期されたい。

記

- 1 (略)
- 2 要綱 2 関係
 - (1) 要綱 1 の委託医療機関については、公募を行い、次の要件を満たす者と契約を締結すること。
 - ア・イ (略)
 - ウ 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。ただし、設備（遠心機、顕微鏡、標本染色用器具、細菌培養装置、原子吸光分光光度計、血球数計算盤及び自動血球計数機に限

いては、平成 31 年 4 月 10 日付け基発 0410 第 6 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」により通知したところである。

については、改正政省令の施行に伴い、平成 25 年 9 月 26 日付け基発 0926 第 3 号「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」の別添「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱」（以下「要綱」という。）が改正されたことを受け、下記のとおり健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の取扱いの一部を改め、平成 31 年 4 月 10 日から適用することとするので、下記の事項に留意の上、当該健康診断の実施の運営について遺漏なきを期されたい。

記

- 1 (略)
- 2 要綱 2 関係
 - (1) 要綱 1 の委託医療機関については、公募を行い、次の要件を満たす者と契約を締結すること。
 - ア・イ (略)
 - ウ 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。ただし、設備（遠心機、顕微鏡、標本染色用器具、細菌培養装置、原子吸光分光光度計、血球数計算盤及び自動血球計数機に限

る。)については、他の一の衛生検査所等との業務委託契約によりこれを使用できる場合であって、当該業務委託契約において個人情報の適切な取扱いに係る内容が含まれていることが確認できた場合には、必要な設備が装備されているものとして差し支えない。

また、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)及び(コ)の「気管支ファイバースコープ又は気管支鏡」及び「標本染色用器具」(以下「気管支ファイバースコープ等」という。)については、管内に1カ所以上の気管支ファイバースコープ等が装備されている委託医療機関を確保している場合は、気管支ファイバースコープ等が装備されていない委託医療機関による健康診断においても、装備されている委託医療機関を紹介することにより、気管支ファイバースコープ等を用いた検査を実施することができる体制を整備しているときは、この限りでない。なお、それぞれの設備はその目的に照らし必要な性能を有するものとし、例えば(イ)のaのエックス線特殊撮影装置であれば、撮影又は撮像表示の性能等がじん肺の診断に必要な水準以上であること。

(ア) ベンジジン等業務関係

a～d (略)

e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

(イ)～(シ) (略)

エ (略)

(2)～(6) (略)

る。)については、他の一の衛生検査所等との業務委託契約によりこれを使用できる場合であって、当該業務委託契約において個人情報の適切な取扱いに係る内容が含まれていることが確認できた場合には、必要な設備が装備されているものとして差し支えない。

また、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)及び(コ)の「気管支ファイバースコープ又は気管支鏡」及び「標本染色用器具」(以下「気管支ファイバースコープ等」という。)については、管内に1カ所以上の気管支ファイバースコープ等が装備されている委託医療機関を確保している場合は、気管支ファイバースコープ等が装備されていない委託医療機関による健康診断においても、装備されている委託医療機関を紹介することにより、気管支ファイバースコープ等を用いた検査を実施することができる体制を整備しているときは、この限りでない。なお、それぞれの設備はその目的に照らし必要な性能を有するものとし、例えば(イ)のaのエックス線特殊撮影装置であれば、撮影又は撮像表示の性能等がじん肺の診断に必要な水準以上であること。

(ア) ベンジジン等業務関係

a～d (略)

(イ)～(シ) (略)

エ (略)

(2)～(6) (略)

<p>3～7 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2 契約書第3条の規定に基づき都道府県労働局長の定めるべき事項 1～14 (略)</p> <p>15 健康診断費の単価は、次のとおりであること。 (1) ベンジジン等業務関係 ① 問診、<u>尿中の潜血検査</u>及び尿沈渣検鏡の検査を行ったもの 6,500円 ②・③ (略) ④ <u>腹部の超音波による検査</u>を行った場合は6,400円を、 <u>尿路造影検査</u>を行った場合は8,700円を加算する。 (2)～(13) (略)</p> <p>16 (略)</p> <p>別添3～5 (略) 様式第1～5号 (略)</p>	<p>3～7 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2 契約書第3条の規定に基づき都道府県労働局長の定めるべき事項 1～14 (略)</p> <p>15 健康診断費の単価は、次のとおりであること。 (1) ベンジジン等業務関係 ① 問診及び尿沈渣検鏡の検査を行ったもの 6,500円 ②・③ (略) ④ <u>腎盂撮影検査</u>を行った場合は8,700円を加算する。 (2)～(13) (略)</p> <p>16 (略)</p> <p>別添3～5 (略) 様式第1～5号 (略)</p>
--	---